

一般社団法人若小牧青年会議所 運 営 規 則

第1章 総 則

第 1 条 (目 的)

本規則は定款に定める目的を達成するために、本会議所の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2章 役 員 等

第 2 条 (選 任)

理事長、副理事長及び専務理事の選任方法は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律に伴う関係法律の整備などに関する法律（以下整備法）及び一般社団法人及び一般財団法人法（法人法）に基づく定款第14条第2項に基づき、任期が始まる前年度の理事会決議により理事の中から選任する。

- 2 その他の理事は、年度開始最初の総会において正会員の中からひとりずつ選任する。法人法に基づき、選任方法は、ひとりずつ挙手にておこない、出席者の過半数以上の賛成にて理事とする。候補者が定数を超える場合は、得票数の多い順から選任する。なお、拍手による一括選任は法人法により認められない。
- 3 監事の選任は、年度開始最初の総会において、正会員又は特別会員の中から選任する。法人法に基づき、選任方法は、ひとりずつ挙手にておこない、出席者の過半数以上の賛成にて理事とする。候補者が定数を超える場合は、得票数の多い順から選任する。なお、拍手による一括選任は法人法により認められない。

なお、監事の任期は法人法に基づき一期二年とし、当該年度に満40歳を迎える者が監事に選任された場合、翌年も正会員として監事を行う事が出来る。また、監事は、法人法に基づき、独立性を保つため監事職のみに就き、当会内のその他組織、その他役職への配属、兼任はこれを認めない。

- 4 顧問にあつては、理事長が指名し、総会にて選任する。
- 5 当年度の役員等の増員並びに補欠による選任については、定款第17条に基づきおこなう。

第 3 条 (職 務)

役員等の職務については、定款に定める所務のほか次のとおりとする。

- 2 理事長は次の職務を有する。

- (1) 本会議所を代表して、対外的会議、式典等に参加する。
- (2) 本会議所を代表して、本会の各種活動を実施する。
- (3) 副理事長、専務理事の職務範囲を特定し、その権限を定める。
- (4) 議長、塾長、室長、委員長の職務範囲を特定し、その権限を定める。
- (5) その他の理事の職務範囲を特定し、その権限を定める。

- 3 副理事長、専務理事は、定款で定める所務のほか、前項(3)の規定にも

とづき理事長職務を分掌する。

- 4 理事は、定款に定める所務のほか、前項（3）の規定にもとづき理事長職務を分掌する。

第3章 会 議

第4条 （総会、理事会）

総会、理事会の運営は、別に定める総会、理事会議事運営規則で定める。

第5条 （諸 会 議）

本会議所は、特別に必要な事由が生じたときは、理事会の議決により、事由に応じた会議（以下諸会議という）を設定することができる。

- 2 諸会議の名称、主たる業務及び構成員数、議長は、理事会で決定する。
- 3 理事会は第1項の各諸会議に対し一定の事項の処理を委託することができる。

第6条 （次年度予定者会議）

次年度理事長予定者は、翌年度の事業計画、予算案等に関し、第2条の役員選任と同時に総会の承認を得るために次年度の理事予定者会議を設定しなければならない。

- 2 同会議においては、翌年度に行う事業案件の討議及び議決を妨げない。

第7条 （遵 守 義 務）

会員は、総会、理事会の決定を遵守し、協力しなければならない。

- 2 会員は、前項によらない決定には拘束されない。

第4章 特別会議体、塾、室および委員会

第8条 （室、委員会）

当会は、室及び委員会を設置し、名称、主たる業務、委員会数、所属する委員会は、理事会でこれを決する。

- 2 必要な事由に応じて、理事会の議決により室に所属しない委員会（特別委員会または会議体、塾）を設置することができる。
- 3 会議体議長及び塾長は、委員長以上の経験を持ち、理事を2回以上行っている正会員の中から理事会の決議をもって選任する。

第9条 （委員会の構成）

委員長は理事会の承認を得て、正会員から委員を任命する。

- 2 委員長は、必要に応じて、次の者を任命することができる。
 - (1) 委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する副委員長。
 - (2) 委員会会務の総括的な事項および運営上の事項、並びに委員会会計を補佐する幹事。
- 3 委員長は、適宜に委員会を招集し、委員会会務を処理する。
- 4 会議体においては、第2項（1）を副議長と読み替える。塾においては、副塾長と読み替える。尚、幹事設置については任意である。

第 10 条 (計 画 決 定)

会議体、塾、室・委員会の年間の事業計画および事業実施計画については、毎年 11 月末日までに次年度予定者がこれを作成し、理事会の議決を経たうえで、総会において承認する。

- 2 会議体、塾、委員会は、理事会の承認なくして、対外活動及び外部団体との事業の提携をしてはならない。

第 5 章 例 会

第 11 条 (例 会)

例会は、原則として、毎月 1 回以上開催する。

第 12 条 (出 席 義 務)

正会員は、例会に出席しなければならない。ただし正当な事由により欠席する場合は専務理事の許可を得なければならない。また欠席した者は例会終了日から 3 日以内に所定の書面を事務局に提出するものとする。

- 2 理事長が承認する本会議所の事業活動、他の青年会議所の例会に出席した場合、**出向先に出席した場合は出席とみなす。**

第 6 章 管 理

第 13 条 (会 員 名 簿)

本会議所は、定款第 6 条に定める会員について、毎年 1 月 1 日現在を基準日として会員名簿を作成する。

第 14 条 (定 款 等 の 設 置)

理事長は、定款その他諸規則、会員名簿および登記に関する書類並びに総会、理事会の議事録を常に事務局に備え置かなければならない。

第 15 条 (書 類 の 閲 覧)

本会議所の正会員は前条の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

第 7 章 雑 則

第 16 条 (委 任)

本会議所の定款、諸規則にもとづく各種手続きに関する書類の様式および記載例は理事会の承認をもってこれを定める。

附 則

本規則は、一般社団法人苫小牧青年会議所の設立の登記の日より施行する。